

廃物認定基準の考え方

1 認定基準作成の根拠

「徳島県生活環境保全条例」（以下「条例」という。）第131条第1項において、放置自動車の所有者等が判明しない場合において、「登録番号票が滅失していること」、「警告書のはり付けの日の翌日から起算して1月以上経過していること」「走行に必要な装置の主要な部分が破損し、若しくは腐蝕し、又は失われていること」場合は、当該放置自動車を廃物として認定することができる旨を規定している。

* 条例抜粋

「第131条 知事は、第128条第1項及び第2項の規定による調査を行ったにもかかわらず、放置自動車の所有者等が判明しない場合において、当該放置自動車が次の各号のいずれにも該当するときは、当該放置自動車を廃物（放置自動車が自動車としての本来の用に供することが困難な状態にあり、かつ、不要物として認められるものという。以下この節において同じ。）と認定することができる。

- 一 自動車登録番号票が滅失していること
- 二 第128条第1項の規定により警告書をはり付けた日の翌日から起算して一月以上経過していること。
- 三 自動車の走行に必要な装置の主要な部分が破損し、若しくは腐蝕し、又は失われていること。 」

2 条例第131条第1項第3号に関する認定基準（以下「認定基準」という）作成の基本的視点

- ①認定基準は、公正かつ放置自動車の外観の状態等から客観的に判断できるものであること。
- ②明確かつ容易に判断できるものであること。
- ③迅速に廃自動車と認定できること。

3 認定基準

各判断項目に対して、自動車の機能としての重要性などに基づき重み付けをした点数を配点し、放置自動車の該当する項目の配点を合計した得点で、廃自動車の認定を行う。

4 認定基準における判断項目設定の考え方

	重 要 項 目	そ の 他 の 項 目
大破（注1）	10点	5点
中破（注2）	6点	3点
小破（注3）	2点	1点

注1 滅失または概ね2分の1以上の破損

注2 概ね2分の1未満4分の1以上の破損

注3 概ね4分の1未満の破損

6 廃物認定

「認定基準で認定した項目の合計点数が30点以上で且つ重要項目が2項目以上で大破している放置自動車」は、認定基準を満たすものとする。